

広島県告示第二百八十八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二の三第一項の規定により、指定納付受託者を指定したので、同条第二項、地方自治法施行規則（昭和二十二年省令第二十九号）第十二条の二の七及び広島県会計規則（昭和三十九年広島県規則第二十九号）第十四条の五の規定により次のとおり告示する。

令和四年四月七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

<p>名 称</p>	<p>所在地</p>	<p>指定をした日</p>	<p>委託を受けて納付を行うことができ る歳入及び歳入歳 出外現金の内容</p>	<p>歳入及び歳入歳出 外現金の納付の委 託を受けることが できる 期 間</p>
<p>ひろぎんカー ドサービス株 式会社</p>	<p>広島県広島市 中区銀山町三 番一号</p>	<p>令和四年三月 三十一日</p>	<p>広島県税条例（昭 和二十九年広島県 条例第十六号）第 百十三条第一項及 び第三項並びに第 百十三条の二第一 項及び第二項に規 定する自動車税の 種別割（インター ネットによる公金 支払の方法により 代理納付されるも のに限る。）</p>	<p>令和四年五月一日 から令和四年六月 一日まで</p>